

京 都 大 学 寄 附 講 座 及 び 寄 附 研 究 部 門 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）</u>第22条第2項、第36条第2項（第45条第8項及び第46条第7項において準用する場合を含む。）及び第47条第2項の規定に基づき、<u>国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）</u>における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講座」とは、<u>当該研究科</u>の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「寄附研究部門」とは、<u>当該研究所若しくはセンター（組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。以下同じ。）</u>の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる研究に相当するものを実施するもの又は<u>産官学連携本部</u>において行われる調査研究を行うもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、<u>各センター及び産官学連携本部</u>をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(設置の報告)</p> <p>第7条 部局の長は、当該寄附講座等の設置を決定したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、総長に報告するものとする。</p> <p>(1) 寄附申込書の写</p> <p>(2) 寄附講座又は寄附研究部門の概要（別記様式第2又は別記様式第3）</p> <p>2 総長は、前項の報告を受けたときは、<u>その旨を速やかに役員会に報告するとともに、学内に公表するものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>京都大学（以下「本学」という。）</u>における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講座」とは、<u>研究科</u>の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「寄附研究部門」とは、<u>附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第10節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）</u>の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、<u>附属図書館、医学部附属病院及び各センター等</u>をいう。</p> <p>(設置の報告)</p> <p>第7条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>2 総長は、前項の報告を受けたときは、<u>当該寄附講座等の概要を学内に公表するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>